令和４年度ひがしね子育て応援給付金支給事業実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対するひがしね子育て応援給付金（以下「子育て応援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　子育て応援給付金　前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

(２)　支給対象者　別記第１に掲げる対象児童を養育する者であって、子育て応援給付金が支給される者をいう。

(３)　対象児童　別記第１に掲げる子育て応援給付金の支給対象となる者をいう。

　（子育て応援給付金の額）

第３条　支給対象者に支給する子育て応援給付金の金額は、対象児童１人につき２万円とする。

　（申請及び申請期限）

第４条　子育て応援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の表に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める令和４年ひがしね子育て応援給付金申請書（請求書）を提出することにより、市長に申請するものとする。

(１)　別記第２第１項アに該当する対象児童を養育する者　様式第１号

(２)　別記第２第２項イ又はウに該当する対象児童を養育する者　様式第２号

２　前項に定める申請の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(１)　前項第１号に該当する場合　令和５年２月28日

(２)　前項第２号に該当する場合　令和５年３月31日

　（支給の方式）

第５条　支給対象者に対する支給は、第１号に掲げる方式により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第２号に掲げる支給方式を行うものとする。

(１)　指定口座振込方式　市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(２)　窓口現金受領方式　市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

　（代理による申請）

第６条　代理により第４条第１項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

　（給付の決定）

第７条　市長は、第４条第１項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、子育て応援給付金を支給するものとする。

　（子育て応援給付金の支給等に関する周知）

第８条　市長は、子育て応援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めることとする。

　（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第９条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第４条第２項の申請期限までに第４条第１項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第７条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

　（不当利益の返還）

第10条　市長は、子育て応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て応援給付金の返還を求めるものとする。

　（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条　子育て応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

　（その他）

第12条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別記（第２条関係）

第１　対象児童

　１　第１に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て応援給付金の対象児童（子育て応援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア～ウに掲げる者とする。

　　ア　令和４年10月1日時点において市内に住民登録をしている平成16年４月２日以降に生まれた児童

　　イ　令和４年10月２日から令和５年３月31日までに生まれた市内に住民登録をした児　　　　童

　ウ　令和４年10月２日から令和５年３月31日までに転入した平成16年４月２日以降に生まれた児童

２　前項アまたはウに該当する者であっても、婚姻している者は、婚姻により成年に達したものとみなし、親の監護から外れたものとして、子育て応援給付金の対象児童から除くものとする。